



令和 5 年 5 月 19 日  
午前・**午後** 4 時 40 分 受領

No. 1

令和 5 年 5 月 19 日

議長	事務局長	係

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員 金繁 典子

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
<p>1. 新たな建物を御荘夢創造館の敷地内に建設する予定で準備を進めている「こども第三の居場所づくり」について - なぜ空き家活用を考慮しないのか、遠方子どもたちが利用できるのか、運営主体、運用の予算と人材確保、関係者や町民への説明など - を問う</p> <p>経済状況や家庭環境に課題を抱える子ども達等に、放課後の時間帯に安心して過ごせる居場所を作るため、新たな建物を建設するための設計委託料が補正予算に計上されています。建物建設費は B&amp;G 財団の助成金 5000 万円を利用し不足分は町の予算を使い、運営費は B&amp;G から年間 1440 万円以下（常設ケアモデル）、3 年限度の有期助成）を利用するとのこと。</p> <p>しかし、その運営主体や予算などは未確定のままです。そこで事業の不明瞭な点について問います。</p>	町長
<p>2. 愛南町ではまだ行っていない選挙公報について～町長および町議会議員の政見・政策等を町民に見える化し、町民の代表を政見・政策で選び、事後検証できるように</p> <p>公職選挙法第 167 条は、国政選挙と都道府県知事選挙に</p>	町長 選挙管理委員会

においては選挙公報を必ず発行し「公職の候補者の氏名、経歴、政見等」を掲載することを規定し、その他の地方選挙では同法第 172 条の 2 により選挙公報条例を定めて選挙公報を発行することができるとしています。

選挙公報は、選挙の候補者がどのような政見、政策を持ち町民の代表となろうとしているのかを選挙民が知ることができるとともに、当選した候補者が任期中その政見に沿い政策を実現するのかを検証するための重要な資料となります。

そこで愛南町でも条例を定め、発行するべきではないか問います。

3. 一本松地域における公共施設（一本松支所・一本松病院）の整備方針を、防災拠点地域として一本松病院を含めた総合的な視点により検討する住民ワークショップについて

町長

愛南町住民自治基本条例に則った住民参画を実行するワークショップが昨年度から開始されました。今年度も「観光」など複数のテーマで行う予定である旨、町から議会に先月説明がありました。

その一つに「一本松地域における公共施設の整備について（一本松支所・一本松病院）・防災拠点地域として一本松病院を含めた総合的な視点による検討」が含まれています。これは支所、病院、防災拠点の整備という大きなテーマを抱えており、参加者は広範で漠然としたテーマに困惑したり偏った結果しか出ないことなどが予想されます。

そこで、支所整備、病院整備、防災拠点整備、それぞれについての課題、ワークショップの目的（一般的意味を含む）とゴールなどについて問います。